

滋賀県議会議員

Kunori Manabu Report

令和7年
新春号
VOL.57

くらしのご相談やご意見など
ございましたらお気軽に
FB(フェイスブック)
日々更新中
kunori-try.jp

くのり学事務所へ

TEL077-558-1809/FAX077-558-0665



九里学レポート

(事務所・自宅) 〒520-3001 滋賀県栗東市東坂409-3 ☑8313@kunori-try.jp <発行責任者/九里学 編集責任者/米津 進>



くわーりんと
ひらかれた県政のために

地道に!!
颯爽と!!

新年あけまして おめでとうございます

皆様方には 健やかに希望に満ちた初春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

多くの県民市民の皆様のお陰様で滋賀県議会議員として十八回目のお正月を迎えさせていただくことができました。

『現場第一主義』を信念に本年も活動してまいります。

令和七年も何卒よろしくお願い致します。

くのり まなぶ
滋賀県議会議員 九里学

九里学 くのり学 レポート

令和6年
11月~12月

写真

栗東市内を動く



栗東市民の皆様と内日は仕事
や街中でふれあふことにより
「生の声」を聴かせていただく
11月、市内各地



・県道山の手幹線工事進捗中
(下戸山~上砥山~小野) (R7年7月開通予定)



・県道大津能登川長浜線 [川辺橋梁] (下戸山~川辺~手原)
(R7年3月15日開通予定)の工事進捗を日々確認する



「馬の傑作展」巡回展を鑑賞
する(11/5・栗東市)



東坂農業組合の農機具掃除で
汗する(11/24・東坂)

「栗東市老人クラブ連合会
60周年記念大会」にお招き
いただく
(11/30・なごやかセンター)



「エモーション・クロッシング展」
でAIとアートコミュニケーター
の可能性を勉強する(11/26・有楽町)

政務調査活動



政務調査「あこう魅力発信基地」を訪ね、
空き家対策や地場産業社福(カキ)漁業
を現場で勉強する
(11/7~8・兵庫県赤穂市)



母校東高美術科第28期卒業生
制作展で後輩の秀作を鑑賞する
(11/17・さくら)



「食糧難・物価高・地球温暖化・戦争等」
世界的視野から滋賀を考える
(11/24・さくら展示室)

若手起業家と未来の「アイス
クリーム」の可能性を探る
(11/27・有楽町)



「東京2020オリ・パラ」の成功例を団体へ
引き継ぐイベントへ招かれる(11/27・新橋)

東京で

スポーツ・芸術文化・AI・起業の
最先端を研修する



「近江ゆかりの会」で
滋賀の広報を行なう
(11/26・東京白台)

「松江合衆プロフェッショナル」
に参画する
(11/12・11/27・有楽町)

「能登半島復興
支援委員会」
に参画する
(11/12・11/27・有楽町)

「エモーション・クロッシング展」
でAIとアートコミュニケーター
の可能性を勉強する(11/26・有楽町)

若手起業家と未来の「アイス
クリーム」の可能性を探る
(11/27・有楽町)

「東京2020オリ・パラ」の成功例を団体へ
引き継ぐイベントへ招かれる(11/27・新橋)

「近江ゆかりの会」で
滋賀の広報を行なう
(11/26・東京白台)

「松江合衆プロフェッショナル」
に参画する
(11/12・11/27・有楽町)

「能登半島復興
支援委員会」
に参画する
(11/12・11/27・有楽町)



JR手原・JR栗東・JR草津・
JR守山の各駅で乗のご挨拶
と県政報告も18年目を
迎える(年中)



県政レポート10,000部を
配布に市内各地を歩くのも
早や17年目になる(年中)



毎月8のつく日は交差点で
通学見守りをして20年目
になる(年中・御園)



※ジャーナリスト田原総一郎さん
(彦根出身)と日本の政治談義する

田原さんと
一緒に



「近江ゆかりの会」で
滋賀の広報を行なう
(11/26・東京白台)

万博 大阪、関西万博 2025 の
滋賀県ブースメインショーに
『九品の滝』(金勝・井上) 登場!!



いよいよ
来春4月から

木のよさを知る教育を推進する
(仮称)『森林わくわく学習館』
近江富士花緑公園へオープン(野洲市)



R7年
8月オープン

くのり学から
の提言 旧RD跡地を県有地として
何に利活用するのか(3年後めどに)



市民の声 栗東市のゴミ袋をもっと安くしてほしい

滋賀県内13市6町指定ごみ袋の単価一覽

自治体	可搬ごみ	可搬ごみ以外
栗東市	45L 30円/枚 30L 20円/枚 15L 20円/枚	プラ 45L 35円/枚 30L 25円/枚 15L 25円/枚 破砕 45L 35円/枚 30L 25円/枚 15L 25円/枚 大森夏目 45L 35円/枚 50L 45円/枚 50L 55円/枚
大津市	40L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
彦根市	40L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
近江八幡市	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
草津市	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
守山市	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
甲賀市	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
野洲市	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
湖南市	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
高島市	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
豊田町	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
豊郷町	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
甲賀町	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
多賀町	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
湖北広域行政事務センター(長浜市、米原市)	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚
中部圏圏舎(東近江市、日野町、龍王町)	45L 18円/枚 30L 12円/枚 20L 8円/枚 10L 5円/枚	標準指定袋のみの 45L 20円/枚 標準指定袋のみの 30L 12円/枚 標準指定袋のみの 15L 8円/枚 標準指定袋のみの 10L 5円/枚 標準指定袋のみの 5L 3円/枚



クマと人との生活圏を分けし県民市民の皆様が安心安全に暮らせる社会実現に向けて、滋賀県が京都府・福井県と共同で対策に取り組むことを約束する

令和6年12月6日
本会議場登壇



くのり学緊急要望
12月定例会一般質問

【以下 Q は九里質問 A は県側答弁】

熊(クマ)出没に関する課題と対策について

Q…近年の県内のクマ出没状況の推移状況について伺います。

A…本県では、県民からの目撃件数や有害鳥獣捕獲等による捕獲件数を出没情報として集計しています。

今年度の県内の出沒状況は、11月末時点で166件でございます。

近年では、令和2年度が106件、令和3年度が55件、令和4年度が52件、令和5年度が92件と推移しており、今年度の件数は、近年でも多い状況となっております。160件を超える状況は、平成26年度以来10年ぶりとなります。

Q…今年度の市町ごとの出沒状況について伺います。

A…11月末時点で出沒件数の多い順に、高島市88件、大津市47件、長浜市22件、栗東市4件、甲賀市3件、米原市2件の状況です。

Q…餌資源と出沒地にはどんな相関関係があるか伺います。

A…秋にクマの主食となります、堅果類について、本県では毎年度、湖北地域および湖西地域での実の成り具合を調査しており、豊凶状況を把握しているところです。

一般的に、主食の豊凶が出没に影響するものと言われており、本県でも不作や凶作の年度には、餌を求めて行動範囲を広げ、出沒件数が増加する傾向が見られます。

今年度は、湖西地域の実成りの状況が悪かったため、高島市や大津市で出沒件数が多くなったものと考えられます。

Q…近年の本県のクマの生態の変化についてどういった状況が伺います。

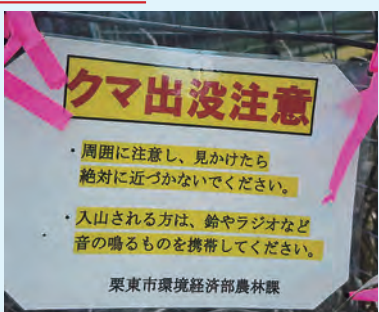
A…北海道や東北地方などでは、市街地へ出沒する、いわゆる「アーバンベア」が近年増加しています。この点からクマ類の生態が変化しているのではないかと指摘も一部で聞かれています。

一方、本県に生息しますツキノワグマに関しましては、市街地へ出沒の増加など、顕著な生態系の変化は確認されておりませんが、個体数や分布域については、生息状況調査や目撃情報の収集などを継続して行ってまいります。

Q…県として出沒に備え、どんな具体的な取組をするのか伺います。

A…議員ご指摘のとおり、ツキノワグマは県境をまたいで分布することから、今年度から環境省の「クマ緊急出沒対応事業」を活用し、福井県、京都府と連携し、地域個体群の生息状況の調査を実施しています。

今後は、この調査結果をもとにしまして、3府県が共同で地域個体群の管理方針を定め、広域で保護・管理を進める方向で協議してまいります。



(栗東市金勝地域の注意啓発看板)

こうした管理方法では「コア生息地」「緩衝地帯」「防除地域」そして、「排除地域」など、『ゾーニング管理の考え方』を取り入れながら、『人の生活圏とクマの生息域の棲み分け』を図ることで出沒防止につなげてまいりたいと考えています。

Q…県主導により今後どういった対策を実施するのか伺います。

A…クマの出沒対策においては、正確かつ迅速な情報提供が必要であると考えており、議員ご指摘のとおり、実際の実務を担います市町との連携、協力が重要であると考えています。市町への情報提供の例には、シカやイノシシを捕獲するための「わな」によって、誤って捕獲されたクマの放獣、これを『錯誤捕獲』(さくごほかく)と申しますが、誤って捕獲されたクマの放獣にあたっては、県がイヤタグとICチップを取り付けて放してあり、この情報は市町へ提供しているところです。

しかしながら、近年、これまで出沒がなかった地域においても、目撃が報告されていることから、議員からご指摘がございました「先進的に取組を進めている他府県の事例」を収集し学びまして、これを市町へも情報提供しながら、一緒になって方策を考えてまいりたいと思っています。

Q…クマ遭遇時の対処方法等、県民の皆様への普及啓発対策についてどう県として考えるか。

A…県では例年、目撃者が増加する春と秋の時期に、県内で出沒情報をはじめ、出沒を防ぐための対策や、遭遇した際の対処方法などを取りまとめた資料を作成いたしホームページに掲載したり、情報機関や関係機関へ提供したりすることによって、周知に努めているところです。

また、市町におきましては、出沒情報があった場合に防災行政無線やメール等で住民へお知らせいただいているところです。けれども、やはりSNSの活用など、より効果的な発信方法についても市町と連携しながら検討してまいります。

Q…対象地域住民への行政としての説明について伺います。

A…特に近年は先ほど申し上げた通り、クマ類による被害の報道も全国的に多いことから、今後、これまで目撃がなかった地域で何度も出沒するなど、地域住民の不安が高まりつつある場合については、市町と連携しながら、議員からご提案ございました「説明会」などを開催し、誘引物の除去といった、集落に寄せ付けない対策や、遭遇した際の対処方法をお伝えするなど、地域住民の不安を減らす取組を一層進めてまいりたいと考えています。

Q…本県猟友会の会員数の推移についての近年の現状を伺います。

A…滋賀県猟友会に確認したところ、本年11月時点の会員は996人で、県内には23支部あり、全員が狩猟免許所持者であるということを知っています。

なお、過去5年間の会員数の維持は、令和元年1,071人、令和2年1,037人、令和3年1,008人、令和4年986人、令和5年1,000人と推移しています。

Q…本県猟友会会員の年代別構成について伺います。

A…滋賀県猟友会に確認したところ、今年11月時点での年代別構成ですが、70歳以上が32%で324人、60歳以上70歳未満が21%で206人、50歳以上60

歳未満が20%で201人、40歳以上50歳未満が15%で146人、30歳以上40歳未満が8%で77人、30歳未満が4%で42人で高齢化しているのが現状です。

Q…本県猟友会の課題解決のためどんな施策を考えておられますか。

A…滋賀県猟友会に確認したところ、会員数の確保や会員の若返りが、課題となっており、狩猟免許取得希望者への講習の実施やハンター保険の紹介をはじめとし、昨年度はホームページをリニューアルし情報の発信に努めていると聞いています。

会員構成の変化が見られる中、近年は女性会員が増えてきたことから、今年3月に『女性部会』が発足し、さらに活躍の幅を広げていくため、会員同士の交流拡大やジビエ料理の普及に向けた活動をされていると聞いています。

Q…県として捕獲技術者の育成確保のためどんな施策を今後進められますか。

A…クマが出沒する際の緊急対応時には、銃器による対処も対応方法の一つとなり、銃器による捕獲ができる捕獲技術者の確保が不可欠であると考えています。

本県では、捕獲技術者の確保と射撃技術の維持向上のため、従来から射撃場における実技講習を委託等により実施しています。クマへの対応も念頭にしつつ、今後も継続が必要であると考えています。県内には、狩猟免許試験の受験費用を補助している市町もあると聞いており、捕獲技術者の確保にも努めていただいていると認識しています。

Q…専門的知見を有した県の職員を確保すべきと私は考えますが県としての見解を伺います。

A…環境省によると、都道府県で鳥獣行政に携わる職員のうち、専門的知見がある職員は全体の5.9%しかいないとされています。

本県では、専門的な職員体制が十分な状況でないと認識しており、鳥獣対策担当となった職員が国等の研修を受けながら、実務を経験する中で研鑽に努めているところです。なお、北海道や東北地方など、専門職を採用し育成している先進県の状況については、今後しっかりと情報を集め、内容等について研究をしていきたいと考えております。

Q…県及び市町職員における専門知識の必要性についてどう考えておられますか。伺います。

A…野生鳥獣の保護管理については、専門性が高く、鳥獣の生態や関係法令など幅広い知識が必要でして、地域住民や関係機関に対策の重要性を理解してもらいながら、取組を進めていく必要があります。国の研修などに参加することにより、鳥獣等に係ります専門知識の習得や、関係者との円滑な関係構築のためのコミュニケーション能力の向上に努め、必要に応じて専門家にも助言をいただきながら、専門知識の向上に努めていきます。

Q…鳥獣対策に係る各組織の連携強化について伺います。

A…市街地での出沒情報など緊急時に備え、機動的な対応が可能な体制を整えておく必要があります。猟友会等の狩猟者団体をはじめ、警察、市町、県などが、日頃から情報共有や意思疎通を図っているところではありますが、昨今の状況に鑑み、更に連携を密にしていきたいと考えています。

Q…県として国に対して『技術的・財政的支援』を求めることについて必要性があると考えますが、所見を伺います。

A…クマ類が指定管理鳥獣に指定されたことから、クマ類は地域ごとに生息数の状況も大きく異なり、捕獲だけでなく、個体群の保全も重要とされており、生息数に応じた順応的な管理が求められます。

今回の指定に伴いまして、クマ類が『指定管理鳥獣対策事業交付金』の対象となったことで、今年度の11月には、本県の実情に応じた支援を国に要望しており、今後も積極的に国に予算の配分を求め、必要額の確保に努めたいと考えています。

また、現在、市街地等におけるクマの駆除のための銃の使用は、鳥獣保護管理法により厳しく制限されていますが、ご指摘のとおり、国では規制の見直しに向けて検討が進められているところです。本県でも、市街地出沒への対応に備え、国の検討の状況を注視しながら、安全を確保し、適切に対応するための技術的な支援を国に求めていきたいと考えています。

Q…本県のクマ対策に向けた決意について伺います。

A…本県では、近隣の府県と比較しツキノワグマの生息数が少なく、東日本と西日本の地域個体群の重要な中継地点であることから、現在は「第一種特定鳥獣保護計画」を策定し、クマの保護管理にあたる場所です。本計画に基づき、適正な生息状況調査を継続し、個体数を把握することにより、地域個体群の安定維持を図りつつ、人身被害を回避していきたいと考えています。

このため、市町、近隣府県、国などの関係機関と連携し、適切に対策を進めることにより、県民の安心・安全を確保し、不安が解消されるよう努めてまいりたいと思っております。議員のご質問にもございましたとおり、今はやはり、人とクマとの関係が大きな転換点に差し掛かっているのではと思っております。

適切な保護管理を実施しながら、クマは本来の生息地であります奥山で暮らし、人の生活圏では私たちが安心・安全に暮らせる社会の実現に向け、先に述べました対策等に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

朝日新聞 (12月11日) 掲載されました



中日新聞 (12月6日) 掲載されました

